

流通システム標準に期待すること

国立情報学研究所
アーキテクチャ科学研究系 教授

浅野正一郎

2009年4月28日

流通システム標準普及推進協議会
設立総会

流通システム標準の目指すところ

製・配・販からなる流通業界の情報共通と情報交換のためのインフラとして、流通BMSを始めとする流通システム標準を「開発」し、「維持」し、「普及」を図ることで

全ての関係者の業務効率化を実現し、流通サプライチェーンの全体最適化を達成し

需要に応える商品を企画・開発し、安全な商品を提供し、効果的に顧客満足度を高めることにより

事業の発展に資すること

インフラとしての標準とは

- 特定の業種・業態に特化したものではなく、基本の枠組みの一般性が確認され、多くの業種・業態から賛同を得られる
- 大規模事業から中小規模の事業に至るまで、活用できる
- 標準を実装する製品が検証され、異なる製造者による製品が相互運用(インターオペラブル)できる
- 将来のサプライチェーンの高度化にあたり、基本の枠組みを変えることなく、新たな標準を追加できる
- このために、最低限のルールの下に、発案が活かされるように運用される標準開発と維持のための組織が存在する

同様の組織の事例

(インターネット)

- IETF(Internet Engineering Task Force)が標準開発・維持・普及を担う組織
- 非営利で検討成果は公開
- 賛同があることと、技術的な検証(試行製品による確認)がなされていることが標準開発のルール
- 1981年に考案されたTCP/IP(インターネットのインフラ標準)を発展させ、音声通信・移動通信・セキュリティ機能・ユビキタス応用への高度な対応を図り、代替するものがないインフラ標準を発展させている
- 斬新な発案を採用する精神と、製造・利用・研究の垣根を越えた連携が特徴

標準維持管理のための権利と制度への配慮

(経済産業省が作成された資料より)

著作権

- 平成18～20年度流通システム標準化事業の成果物である「流通システム標準」について、国が保有する著作権の対応を整理。(協議会による継続的な使用・改変等を前提。)

JIS化 法制化

- 維持管理する流通システム標準の対象の明確化と、協議会の制度的な位置づけの明確化を図り、協議会を、流通システム標準を維持管理する唯一の組織としてオーソライズするため、工業標準化法に基づくJIS化を検討。
- 併せて、流通システム標準の更なる普及促進のため、その他関連法令への明記、インセンティブ制度の創設も検討。

商標 登録

- 標準から逸脱した製品開発・利用を抑止し、標準に準拠した製品を推奨していくため、「流通ビジネスメッセージ標準」「流通BMS」等の文言について商標登録を行う。
- 併せて、ロゴマークの制定とその商標登録も検討。

流通BMSメッセージの他にも検討対象はある

物流ラベル等の物流帳票

- **真の伝票レスモデルを実現する流通ビジネスメッセージ標準の完成**
 - ✓ 個別仕様を排除しながら容易に実装できる標準
- **標準化案開発の加速**
 - ✓ 「流通ビジネスメッセージ標準」普及の足かせとならないように
- **業界全体での合理化**
 - ✓ 小売側物流業務合理化のためだけでなく、卸・物流業者ニーズを吸収するように
- **業界を横断した仕様集約化の模索**
 - ✓ 業界横断的な標準開発は長期間を要することが予測されるが、短期化する方策は？

GS1データバー

- POSなど機器能力の検証に加え、業務運用の効果を把握

引き続き、国のご指導が必要

